



独評発第0315001号

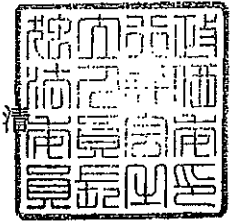
平成17年3月15日

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 村松 岐夫 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会

委員長 黒川



厚生労働省所管の独立行政法人の役員退職に係る
業績勘案率（案）について

下記法人の役員退職者の業績勘案率（案）については、別添のとおり決定したので、通知する。

記

独立行政法人労働政策研究・研修機構



労働政策研究・研修機構の役員の退職金に係る業績勘案率について

独立行政法人労働政策研究・研修機構の退職役員に関する業績勘案率（案）については以下の通りとする。

労働政策研究・研修機構

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は1.0とする

※厚生労働省独立行政法人評価委員会平成16年3月30日決定（独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について（別紙1））に基づき以下の通り算定したもの。

(1) 役員の在職期間のうち年度評価実施期間の実績

	平成15年度
法人の年度業績勘案率の平均値	1.33 (別紙2)
平均値の分類	Y
各分類に対応する率	1.0

(2) 役員の在職期間のうち年度評価未実施期間の実績

平成16年4月～8月については年度評価が未実施であるが、当該期間の実績（別紙3）と平成15年度実績を比較考量すると、平成15年度実績とほぼ同水準とみなすことが適当。

→ 平均値の分類 Y、各分類に対応する率 1.0

(3) 退職役員に係る職責事項についての申請の有無

労働政策研究・研修機構からの申請 → 無

独立行政法人評価委員会委員からの申請 → 無

(4) 独立行政法人評価委員会（第17回労働部会）での審議

上記の結果を基に審議し、当該役員の業績勘案率を1.0とすることで了承。

(別紙1)

独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の決定方法について

平成16年3月30日決定
平成16年12月1日改定
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1. 業績勘案率の算定方法

- ① 厚生労働省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）における退職役員の業績勘案率の算定については、以下の方法により行うこととする。

イ 法人の各年度の個別評価項目ごとのS～D評価を下表1により点数化し、平均したもの（小数点第3位を四捨五入したもの）を各年度の業績勘案率（以下「年度業績勘案率」という。）とする。

※表1

個別評価項目ごとの 業務実績評価結果	評価結果に対応する率
S	2.0
A	1.5
B	1.0
C	0.5
D	0.0

- ロ 年度業績勘案率を下表2によりXからZのいずれかに分類し、各分類に対応する数値に換算した上、それらを当該役員の在職月数に応じ加重平均したもの（小数点第2位を四捨五入する。）を当該役員の業績勘案率とする。

※表2

年度業績勘案率の 平均値	各平均値の 分類	各分類に対応 する率
1.50～2.00	X	1.5
0.51～1.49	Y	1.0
0.00～0.50	Z	0.5

- ② 下記2の②又は③の決定に係る時点において、未だ評価が行われていない期間に係る年度業績勘案率については、当該年度の退職時点までの実績と前年度の評価結果等を比較考量の上、その他の事由を総合的に勘案することにより、適切に算定することとする。(法人設立直後で業務実績評価結果が存在しない場合については、当該退職役員の在職期間における法人の業績を勘案した上、適切に算定することとする。)
- ③ ある中期目標期間の全期間を通じて在職し、かつ、当該中期目標期間の評価結果が決定されている場合には、各年度の年度業績勘案率を用いるのではなく、中期目標期間の評価結果を基本として、上記①に準じた方法に基づき算出した数値を用いることとする。
- ④ 1.0を超える業績勘案率を決定する場合は、当該退職役員の在職期間における目的積立金の状況等に照らして適切であるかを考慮することとする。
- ⑤ 退職役員の職責に係る特段の事項(以下「職責事項」という。)については、当該法人からの申請又は部会委員からの申出があった場合に限り、当該職責事項が法人の業績に与えた影響の程度及び部会委員の意見等を考慮し、上記①～④の方法により算出された数値に0.5を上限として増減できることとする。
- ⑥ その他、業績勘案率を算定する上で考慮すべき特段の事由があると認められる場合には、当該事由を考慮して、業績勘案率の算定に当たって、上記①～⑤の方法により算出された数値に反映させることができることとする。

2. 業績勘案率の決定手続き

- ① 法人は、役員の退職に際し、厚生労働省独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)に対し業績勘案率の決定について文書にて依頼を行う。
- ② 評価委員会は、①の依頼を受け取ったときは、各部会において業績勘案率についての審議及び決定を行うものとする。
- ③ 上記の方法により算定された業績勘案率について、上記1の

②の表2のX～Zの分類を適用させた場合に当該分類の結果がX又はZに該当せず、かつ、1の⑤の職責事項に係る申請及び申出がそれぞれ法人及び部会委員からなされない場合に限り、上記②の規定にかかわらず、あらかじめ部会委員の意見を踏まえた上で、部会長において業績勘案率を決定できるものとする。
なお、この場合において、部会長は、直後に開催される部会において、当該業績勘案率の決定についての報告を行う。

- ④ 上記の方法により決定された業績勘案率については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「総務省評価委員会」という。）に通知し、意見の有無についての確認を行う。
- ⑤ ④により総務省評価委員会に対し通知を行った業績勘案率について、総務省評価委員会からの意見の内容に照らして、業績勘案率の再算定が必要ないと認められる場合には、部会長において業績勘案率を最終決定できるものとする。この場合において、部会長は、業績勘案率の最終決定後、これを速やかに法人に通知する。なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、これに加えて速やかに厚生労働大臣に通知する。

個別項目に関する評価結果

労働政策研究・研修機構															
平成15年度評価結果															
											平均	評価結果	対応率		
1	業務運営の効率化	4	4	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4.08	A	1.5
2	業務の質の向上(業務全般に関する措置)	4	3	3	4	3	4	4	4	3	4	4	3.67	A	1.5
3	業務の質の向上(調査研究の実施)	3	3	4	3	3	4	4	4	4	4	4	3.58	A	1.5
4	業務の質の向上(調査研究の実施体制)	3	3	4	3	3	3	4	4	3	3	4	3.33	B	1
5	業務の質の向上(調査研究の取りまとめ)	4	4	5	4	4	4	5	5	5	4	3	4.25	A	1.5
6	業務の質の向上(研究者の確保・育成)	4	3	4	3	4	4	4	4	3	4	4	3.67	A	1.5
7	業務の質の向上(適切な研究評価)	3	3	4	3	3	4	4	4	3	3	4	3.42	B	1
8	業務の質の向上(国内労働事情、海外情報の収集・整理)	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	4	3.83	A	1.5
9	業務の質の向上(統計データベース等の収集・整理)	3	4	4	3	3	4	3	4	4	4	3	3.50	A	1.5
10	業務の質の向上 (研究者・有識者の海外からの招へい、海外派遣)	3	3	4	4	4	4	4	3	4	3	3	3.50	A	1.5
11	業務の質の向上(調査研究成果等の迅速な提供)	4	4	3	3	4	4	4	4	4	4	3	3.67	A	1.5
12	業務の質の向上(調査研究成果等の普及 ①)	3	3	4	3	4	4	4	4	3	4	4	3.58	A	1.5
13	業務の質の向上(調査研究成果等の普及 ②)	3	4	4	4	3	4	4	4	4	4	4	3.83	A	1.5
14	業務の質の向上(政策論議の場の提供)	4	3	4	3	3	4	3	4	3	3	4	3.42	B	1
15	業務の質の向上(調査研究成果等の研修への活用等)	3	3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3.25	B	1
16	業務の質の向上 (労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修)	3	3	3	3	3	4	4	4	3	4	4	3.50	A	1.5
17	業務の質の向上(その他の事業)	3	4	3	4	3	3	4	4	3	3	4	3.42	B	1
18	予算、収支計画及び資金計画等	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2.92	B	1
19	人事に関する計画	3	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	3.58	A	1.5
20	施設・設備に関する計画	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3.00	B	1
												1.33			